

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県・指定都市教育委員会労働安全衛生主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第 3 版）」について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「新安衛法」という。）等の内容等については、平成 30 年 10 月 12 日付け 30 初健食第 23 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法等の施行について（通知）」及び平成 31 年 2 月 12 日付け 30 初健食第 29 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法の解釈等について（通知）」等によりお知らせしたところですが、この度、新安衛法等の内容を踏まえ、標記リーフレットを別添の通り改訂いたしました。

つきましては、本リーフレットも適宜活用いただきながら、学校における労働安全衛生対策に万全を期していただくようお願いします。なお、本リーフレットについては、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1324759.htm）においても公表しております。

各都道府県教育委員会労働安全衛生主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課においては所轄の学校法人に対して、各国立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、各公立大学法人担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課、大学を設置する各学校設置会社担当課及び独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課においてはその設置する学校（専修学校

を含む。) に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社に対して、各都道府県専修学校各種学校主管課及び各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課においては所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては域内の市区町村認定こども園主管課並びに所轄の認定こども園に対しても、このことについて周知されるようお願いいたします。

【別添資料】

別添：学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第 3 版）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課企画調整係
電話：03（6734）4950（直通）